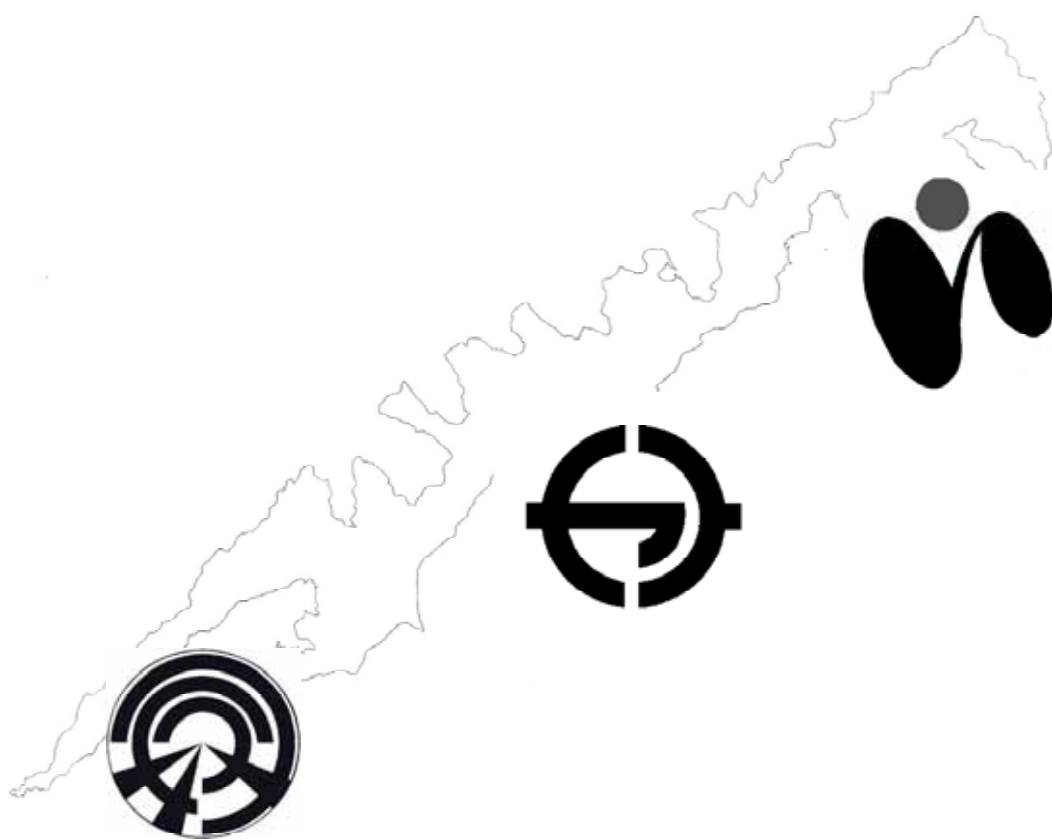


# 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

## 第14回会議資料



日 時：平成16年3月5日（金）午後2時から  
場 所：三崎町民会館 4階 大会議室

# 会 議 次 第

## 1 . 開 会

## 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

## 3 . 会議録署名人の指名について

（ ） （ ） （ ）

## 4 . 議 事

### 協 議

#### < 報 告 >

報告第26号 各小委員会報告について

#### < 議 案 >

議案第16号 平成16年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
事業計画について

議案第17号 平成16年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会計予算について

#### < 継続協議 >

協議第 8号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

協議第11号 地方税の取扱いについて

協議第12号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第19号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第20号 町字名の取扱いについて

協議第32号 公共的団体の取扱いについて（その ）

協議第33号 公共的団体の取扱いについて（その ）

#### その他

第15回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

## 5 . その他

## 6 . 副会長（三崎町長）あいさつ

## 7 . 閉 会

## 配布資料一覧表

	ページ
<b>( 報 告 )</b>	
1 . 報告第 2 6 号 各小委員会報告について	1
<b>( 議 案 )</b>	
2 . 議案第 1 6 号 平成 1 6 年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事業 計画について	2
3 . 議案第 1 7 号 平成 1 6 年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計 予算について	3
<b>( 協 議 )</b>	
＜ 継続協議 ＞	
4 . 協議第 8 号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて	9
5 . 協議第 1 1 号 地方税の取扱いについて	1 4
6 . 協議第 1 2 号 使用料、手数料の取扱いについて	2 1
7 . 協議第 1 7 号 補助金、交付金等の取扱いについて	2 9
8 . 協議第 1 9 号 行政連絡機構の取扱いについて	3 3
9 . 協議第 2 0 号 町字名の取扱いについて	3 5
1 0 . 協議第 3 2 号 公共的団体の取扱いについて ( その )	3 7
1 1 . 協議第 3 3 号 公共的団体の取扱いについて ( その )	3 9
<b>( その他 )</b>	
1 2 . 第 1 5 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	4 5

# 報 告

報 告 第 2 6 号

## 各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成16年3月5日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井 上 善 一

# 資 料

ページ

1 . 住民小委員会

2 . 総務小委員会

平成16年2月26日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

住民小委員会  
委員長 宮下寛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年2月26日(木) 午後1時30分～3時33分
開催場所	伊方町役場 4階 全員協議会室
出席者	委員 10名(欠席 2名) 事務局 5名(増田事務局長、坂本班長、山本班長、加藤班長、竹内班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

地方税の取扱いについて(項目No.8)

地方税の取扱いの調整方針については、第2回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、調整案については原案どおり承認し、決定しました。

なお、3町の町税収納状況や不納欠損処理の状況について質問がありましたが、今後の国民健康保険税の調整にあわせて審議することとなりました。

使用料、手数料の取扱いについて(項目No.16)

使用料、手数料の取扱いの調整方針については、第2回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、水道料金について、『合併後4年間は現状のとおりとし、5年目を目途に統一を図る。』という調整案に対し、『合併後5年以内に統一を図る。』という方針内容とすることで、「合併5年後を目途に」という表現を「5年を目途に」と修正しましたが、その他については原案どおり承認し、決定しました。

行政連絡機構の取扱いについて(項目No.19)

行政連絡機構の取扱いの調整方針については、第1回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、原案どおり承認し、決定しました。

町字名の取扱いについて(項目No.20)

町字名の取扱いの調整方針については、第2回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、原案どおり承認し、決定しました。

### 公共的団体の取扱いについて（項目No.17）

公共的団体のうち、社会福祉協議会と商工会の取扱いについて、調整方針案が事務局から提案され審議をいたしました。

社会福祉協議会については、現在3町の社会福祉協議会が合併協議を行っており、新町発足時に合併する見込みであること。

また、商工会については、意向調査の報告で、「合併後5年以内を目標に統合するよう努める。」という意向であること。

それらの状況から、「それぞれの事情を尊重しながら統合整備に努める。」という基本調整方針をもとに、調整方針案を承認し、決定しました。

今回、決定された案件については、第14回合併協議会へ提案する予定としています。



平成16年2月27日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

総務小委員会  
委員長 樋田剛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年2月27日(金) 午前9時30分～11時11分
開催場所	伊方町役場 4階 全員協議会室
出席者	委員 11名(欠席1名) 事務局 6名 (増田局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、三好班長、竹内班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

補助金、交付金等の取扱いについて(項目No.18)

補助金、交付金等の取扱いの基本調整方針については、第2回総務小委員会において2町間で決定していましたが、三崎町加入に伴い再調整して提案され、審議した結果、事務局提案の基本調整方針を原案どおり了承し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(項目No.7)

事務局より基本調整方針(案)について説明を受け、審議した結果、事務局提案の基本調整方針を原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。

財産の取扱いについて(項目No.5)

幹事会での協議の状況等を説明し、財産の対応について結論が出ていないため、継続して審議することになりました。

町議会議員の任期及び定数の取扱いについて(項目No.6)

3町の議会議長から協議結果の報告があり、  
・市町村の合併の特例に関する法律に規定する「定数特例」及び「在任特例」は適用しない。  
・定数は地方自治法に規定する定数の上限の22人とする。  
・小選挙区制を採用する。  
という、3点について3町議会間で基本的な合意は見ているものの、  
・旧町の範囲を1つの選挙区とする小選挙区の定数の配分について、3町議会間の意見の合意ができていないことから、最終的な意見集約までには至っていない。  
ということが報告されました。

今後の対応について審議を行い、3町議会間での再協議は困難であるということから、小委員会で調整案を作成し、3町議会に提示することになりました。調整案は小委員会正副委員長が作成することになり、継続して審議することになりました。

調整案を作成するポイントとしては、

- ・3町議会間での協議の過程で「市町村の合併の特例に関する法律」に定める特例は適用しないと合意しているため、それを尊重する。
- ・小選挙区制と全町選挙の2つのパターンで調整案を作成する。
- ・できる限り、今まで議会で協議した調整案を除いて、新たな調整案を検討する。
- ・議員定数は、法定定数の22人以内とし、削減する可能性も含めて検討する。

今後の調整方法としては、

- ・小委員会から議会へ2つの調整案を提示する。
- ・2つの調整案に対し、各町議会での意見の集約をお願いする。
- ・3町議会の意見集約の結果を受けて、総務小委員会で審議を行うものとするが、調整案の決定にあたっては多数意見を尊重するものとする。

といった内容で調整案を作成することになりました。

# 議 案

議 案 第 1 6 号

平成16年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事業計画について

平成16年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の事業計画を次のとおり提出する。

平成16年度事業計画

- 1．協議会・小委員会の開催
- 2．幹事会・専門部会の開催
- 3．新町発足に向けた準備作業
- 4．協議会だより及びホームページ等による情報提供
- 5．その他必要な事項

平成16年3月5日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一

議案第 17 号

平成 16 年度

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会予算書

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

## 平成16年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算

平成16年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算を次のとおり提出する。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,783 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

05日03月平成16年 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長

井 上 善 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

( 単位：千円 )

款	項	金 額
1 負担金		20,781
	1 負担金	20,781
2 県支出金		0
	1 県補助金	0
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		20,783

歳 出

( 単位：千円 )

款	項	金 額
1 運営費		16,026
	1 会議費	5,545
	2 事務費	10,481
2 事業費		4,736
	1 事業推進費	4,736
3 予備費		21
	1 予備費	21
歳出合計		20,783

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 歳入

### 第1款 負担金

( 単位：千円 )

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
	1 負担金	20,781	21,464	-683		20,781	
	1 負担金	20,781	21,464	-683	1 負担金	20,781	各町運営費負担金 20,781
							伊方町 6,927
							瀬戸町 6,927
							三崎町 6,927

### 第2款 県支出金

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
	1 県補助金	0	2,000	-2,000		0	
	1 県補助金	0	2,000	-2,000	1 県補助金	0	合併協議会運営費補助金 0

### 第3款 繰越金

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
	1 繰越金	1	1	0		1	
	1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1

### 第4款 諸収入

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
	1 雑 入	1	1	0		1	
	1 雑 入	1	1	0	1 雑 入	1	預金利子 1



## 2 歳 出

### 第 1 款 運 営 費

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
1	会 議 費	5,545	5,076	469	0	0	5,545		5,545	
	1 会 議 費	5,545	5,076	469	0	0	5,545	1 報酬	3,614	委員報酬 3,614
								9 旅費	1,400	委員旅費 1,400
								11 需用費	531	会議賄 531
2	事 務 費	10,481	8,715	1,766	0	2	10,479		10,481	
	1 事 務 費	10,481	8,715	1,766	0	2	10,479	3 職員手当等	1,824	時間外勤務手当 1,800 通勤手当(臨職) 24
								4 共済費	240	社会保険料 240
								7 賃 金	2,165	臨時職員賃金 2,165
								9 旅 費	840	職員旅費 840
								11 需用費	1,638	消耗品費 378 印刷製本費 1,260
								12 役務費	609	通信運搬費 369 広告料 120 各種手数料 120
								13 委託料	1,134	事務処理支援委託料 1,134
								14 使用料及び賃借料	1,926	自動車等借上料等 1,926
								18 備品購入費	105	事務用備品 105

第 2 款 事 業 費

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
	1 事業推進費	4,736	9,620	-4,884	0	0	4,736		4,736	
	1 事業推進費	4,736	9,620	-4,884	0	0	4,736	8 報償費	200	謝金 200
								9 旅 費	100	講師旅費 100
								11 需用費	1,064	消耗品費 127
							食糧費 386			
							印刷製本費 551			
								13 委託料	3,315	ホームページ作成委託 315
							例規立案策定支援 3,000			
								14 使用料及び賃借料	57	サーバ使用料等 57

第 3 款 予 備 費

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
	1 予 備 費	21	55	-34	0	0	21		21	
	1 予 備 費	21	55	-34	0	0	21		21	予備費 21

協 議

協 議 第 8 号

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて提出する。

平成16年3月5日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一

農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

- 1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定の適用期間の終了後、選挙による委員の改選にあたっては、3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は次のとおりとする。  
旧伊方町の区域 5人  
旧瀬戸町の区域 4人  
旧三崎町の区域 5人
- 3 「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられ、合併の期日が変更になったときは、あらためて協議する。

平成16年2月27日 総務小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 2月27日	合併協議会提案	平成16年 3月 5日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)								
事務・事業・制度名等			担当部会名等 合併協議会事務局								
基本調整方針	<p>1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定の適用期間の終了後、選挙による委員の改選にあたっては、3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">選挙区</th> <th style="width: 50%;">定数</th> </tr> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> </tr> </table> <p>3 「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられ、合併の期日が変更になったときは、あらためて協議する。</p>		選挙区	定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	4人	旧三崎町の区域	5人	<p>【調整方針確認日】</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>
選挙区	定数										
旧伊方町の区域	5人										
旧瀬戸町の区域	4人										
旧三崎町の区域	5人										

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町
委員の定数	公選による委員 10人 選任による委員 6人 計 16人	公選による委員 15人 選任による委員 4人 計 19人	公選による委員 14人 選任による委員 4人 計 18人
委員の任期	平成16年3月23日～平成19年3月22日	平成14年4月1日～平成17年3月31日	平成15年5月20日～平成18年5月19日
選挙区の数	1選挙区	1選挙区	1選挙区
町内の農地面積	1,034ヘクタール	917ヘクタール	1,039ヘクタール
町内の農家戸数	854戸	560戸	830戸

町内の農地面積：農家台帳の農地面積  
町内の農家戸数：選挙人名簿農家戸数

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)										
	平成17年3月31日合併の場合	平成17年4月1日合併の場合	関係法令										
1 任期の取扱いについて	<p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定は、適用しない。</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律 (農業委員会の委員の任期等に関する特例) 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下回らない範囲で定めた数、・・・(中略)・・・次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。 一 新たに設置された合併関係市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間 二 (編入の場合の規定・・・略) 2 前項の場合においては、・・・(中略)・・・当該数をもって、当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p>										
2 任期の特例適用期間中の農業委員会の選挙による委員の数の取扱いについて	<table border="1" data-bbox="647 1045 1032 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39人</td> </tr> </tbody> </table>		定数	旧伊方町の区域	10人	旧瀬戸町の区域	15人	旧三崎町の区域	14人	合計	39人		
	定数												
旧伊方町の区域	10人												
旧瀬戸町の区域	15人												
旧三崎町の区域	14人												
合計	39人												

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)																										
	平成17年3月31日合併の場合	平成17年4月1日合併の場合	関係法令																										
3 農地部会の取扱いについて	<p>選挙による委員の定数が21人以上になるため、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定する農業委員会の選挙による委員の任期に関する特例適用期間中は、農地部会を設置する。</p> <p>1 選挙による委員の定数 15人</p> <table border="1" data-bbox="661 485 1047 793"> <thead> <tr><th></th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>旧伊方町の区域</td><td>5人</td></tr> <tr><td>旧瀬戸町の区域</td><td>5人</td></tr> <tr><td>旧三崎町の区域</td><td>5人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15人</td></tr> </tbody> </table> <p>2 選任による委員の定数 5人 農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した者 各1人</p> <table border="1" data-bbox="661 1077 1047 1386"> <thead> <tr><th></th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>西宇和農業協同組合</td><td>1人</td></tr> <tr><td>八幡浜地方農業共済組合</td><td>1人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2人</td></tr> </tbody> </table> <p>議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 3人</p> <table border="1" data-bbox="647 1514 1032 1822"> <thead> <tr><th></th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>旧伊方町の区域</td><td rowspan="3">3人</td></tr> <tr><td>旧瀬戸町の区域</td></tr> <tr><td>旧三崎町の区域</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td></tr> </tbody> </table>		定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	5人	旧三崎町の区域	5人	合計	15人		定数	西宇和農業協同組合	1人	八幡浜地方農業共済組合	1人	合計	2人		定数	旧伊方町の区域	3人	旧瀬戸町の区域	旧三崎町の区域	合計		<p>選挙による委員の定数が21人未満のため、農地部会を設置しない。</p>	<p>農業委員会等に関する法律 (部会の設置及び構成)</p> <p>第19条 農業委員会に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農地部会を置く。</p> <p>2 農地部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>一 選挙による委員が互選した者10人から15人</p> <p>二 第12条第1号の委員が互選した者</p> <p>三 第12条第2号の委員が互選した者</p> <p>3 農業委員会に第6条第2項第3号(基本的な方針の決定を除く。)から第6号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務(行政庁の諮問に対する答申を除く。)を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。</p> <p>略</p> <p>10 選挙による委員の定数が20人以下である農業委員会にあっては、農地部会及び第3項の部会を置かない。</p> <p>農業委員会等に関する法律 (選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>一 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)各1人</p> <p>二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p>
	定数																												
旧伊方町の区域	5人																												
旧瀬戸町の区域	5人																												
旧三崎町の区域	5人																												
合計	15人																												
	定数																												
西宇和農業協同組合	1人																												
八幡浜地方農業共済組合	1人																												
合計	2人																												
	定数																												
旧伊方町の区域	3人																												
旧瀬戸町の区域																													
旧三崎町の区域																													
合計																													

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)																																																																																						
	平成17年3月31日合併の場合	平成17年4月1日合併の場合	関係法令																																																																																						
4 選挙区の実施について	<p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定による農業委員会の選挙による委員の任期に関する特例の適用期間の終了後、選挙による委員の改選にあたっては、3つの選挙区を設けるとし、選挙による委員の定数は、14人とする。</p> <table border="1" data-bbox="661 464 1047 699"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	4人	旧三崎町の区域	5人	<p>農業委員会については、新町に1つの農業委員会を置き、3つの選挙区を設けるとし、農業委員会の選挙による委員の定数は、14人とする。</p> <table border="1" data-bbox="1368 464 1754 699"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	4人	旧三崎町の区域	5人	<p>農業委員会等に関する法律 (選挙の単位)  第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。</p>																																																																						
選挙区	定数																																																																																								
旧伊方町の区域	5人																																																																																								
旧瀬戸町の区域	4人																																																																																								
旧三崎町の区域	5人																																																																																								
選挙区	定数																																																																																								
旧伊方町の区域	5人																																																																																								
旧瀬戸町の区域	4人																																																																																								
旧三崎町の区域	5人																																																																																								
5 定数の取扱いについて	<p>任期に関する特例の適用期間終了後の農業委員会委員の定数</p> <table border="1" data-bbox="632 877 1323 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">選挙による委員</th> <th colspan="3">選任による委員</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>議会</th> <th>農協</th> <th>共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>		選挙による委員	選任による委員			合計	議会	農協	共済	旧伊方町の区域	5人	2人			7人	旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人	旧三崎町の区域	5人	1人			6人				1人	1人	2人	合計	14人	4人	1人	1人	20人	<p>新設農業委員会委員の定数</p> <table border="1" data-bbox="1353 877 2044 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">選挙による委員</th> <th colspan="3">選任による委員</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>議会</th> <th>農協</th> <th>共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>		選挙による委員	選任による委員			合計	議会	農協	共済	旧伊方町の区域	5人	2人			7人	旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人	旧三崎町の区域	5人	1人			6人				1人	1人	2人	合計	14人	4人	1人	1人	20人	<p>農業委員会等に関する法律 (選挙による委員)  第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令 (選挙による委員の定数の基準)  第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2095 1203 2804 1974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住居を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td>30人以下</td> </tr> <tr> <td>3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td>40人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数の基準	1 (1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住居を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下	2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
	選挙による委員			選任による委員				合計																																																																																	
		議会	農協	共済																																																																																					
旧伊方町の区域	5人	2人			7人																																																																																				
旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人																																																																																				
旧三崎町の区域	5人	1人			6人																																																																																				
			1人	1人	2人																																																																																				
合計	14人	4人	1人	1人	20人																																																																																				
	選挙による委員	選任による委員			合計																																																																																				
		議会	農協	共済																																																																																					
旧伊方町の区域	5人	2人			7人																																																																																				
旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人																																																																																				
旧三崎町の区域	5人	1人			6人																																																																																				
			1人	1人	2人																																																																																				
合計	14人	4人	1人	1人	20人																																																																																				
区分	定数の基準																																																																																								
1 (1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住居を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下																																																																																								
2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下																																																																																								
3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下																																																																																								



協 議 第 1 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成16年3月5日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一

地方税の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 地方税（国民健康保険税を除く）の税率については3町ともに同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</li><li>2 公益上その他の事由により課税を不適當とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後すみやかに、免除理由の再調査をおこない、3町間での不公平が生じないよう制度の適正化を図るものとする。</li><li>3 住民税及び固定資産税の納期並びに納期前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。</li></ol>
平成16年2月26日 住民小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年2月26日	合併協議会提案	平成16年3月5日
--------	------------	---------	-----------

協議項目(番号)	地方税の取扱い (項目 No. 8)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	<p>1 地方税(国民健康保険税を除く)の税率については3町ともに同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 公益上その他の事由により課税を不相当とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後すみやかに、免除理由の再調査をおこない、3町間での不公平が生じないように制度の適正化を図るものとする。</p> <p>3 住民税及び固定資産税の納期並びに納期前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。</p>		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成 年 月 日</p>

留意事項	備考
<p>地方税の取扱いに関する関係法令</p> <p><b>合併関係市町村における不均一課税の特例(合併特例法第10条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡をかくこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5ヶ年度に限って、不均一の課税をすることができる。</li> </ul> <p><b>公益等に因る課税免除及び不均一課税(地方税法第6条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。</li> <li>地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</li> </ul>	<p>合併後に不均一課税を行う必要があるかどうかの協議を行う必要があります。</p> <p>合併関係市町村において、関係市町村でそれぞれ行われていた公益等による課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。</p>

具体項目	伊方町	瀬戸町	両町間の相違点																																													
個人町民税	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1"> <tr> <td>課税標準が200万円未満</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>〃 200万円以上</td> <td>〃 8</td> </tr> <tr> <td>〃 700万円超</td> <td>〃 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日</td> <td>から</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日</td> <td>から</td> <td>8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日</td> <td>から</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日</td> <td>から</td> <td>1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	〃 200万円以上	〃 8	〃 700万円超	〃 10	第1期	6月1日	から	6月30日	第2期	8月1日	から	8月31日	第3期	10月1日	から	10月31日	第4期	1月1日	から	1月31日	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1"> <tr> <td>課税標準が200万円未満</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>〃 200万円以上</td> <td>〃 8</td> </tr> <tr> <td>〃 700万円超</td> <td>〃 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日</td> <td>から</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日</td> <td>から</td> <td>8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日</td> <td>から</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日</td> <td>から</td> <td>1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	〃 200万円以上	〃 8	〃 700万円超	〃 10	第1期	6月1日	から	6月30日	第2期	8月1日	から	8月31日	第3期	10月1日	から	10月31日	第4期	1月1日	から	1月31日	<p>【伊方町の取り扱い】</p> <p>「納期」に特例措置が講じられている。</p> <table border="1"> <tr> <td>伊方町町税条例の特例に関する条例</td> </tr> </table> <p>《特例措置の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の町民税の納期は6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。</li> </ul>	伊方町町税条例の特例に関する条例
課税標準が200万円未満	100分の3																																															
〃 200万円以上	〃 8																																															
〃 700万円超	〃 10																																															
第1期	6月1日	から	6月30日																																													
第2期	8月1日	から	8月31日																																													
第3期	10月1日	から	10月31日																																													
第4期	1月1日	から	1月31日																																													
課税標準が200万円未満	100分の3																																															
〃 200万円以上	〃 8																																															
〃 700万円超	〃 10																																															
第1期	6月1日	から	6月30日																																													
第2期	8月1日	から	8月31日																																													
第3期	10月1日	から	10月31日																																													
第4期	1月1日	から	1月31日																																													
伊方町町税条例の特例に関する条例																																																

## 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

協議項目(番号)	地方税の取扱い	(項目No. 8)
内 容	三崎町の状況	

具体項目	三 崎 町	備 考														
個人町民税	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">課税標準が200万円未満</td> <td style="text-align: center;">100分の3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 200万円以上</td> <td style="text-align: center;">" 8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 700万円超</td> <td style="text-align: center;">" 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1期</td> <td style="text-align: center;">6月1日 から 6月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2期</td> <td style="text-align: center;">8月1日 から 8月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3期</td> <td style="text-align: center;">10月1日 から 10月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4期</td> <td style="text-align: center;">1月1日 から 1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	" 200万円以上	" 8	" 700万円超	" 10	第1期	6月1日 から 6月30日	第2期	8月1日 から 8月31日	第3期	10月1日 から 10月31日	第4期	1月1日 から 1月31日	
課税標準が200万円未満	100分の3															
" 200万円以上	" 8															
" 700万円超	" 10															
第1期	6月1日 から 6月30日															
第2期	8月1日 から 8月31日															
第3期	10月1日 から 10月31日															
第4期	1月1日 から 1月31日															

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容																																	
法人町民税	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等  2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分  3 法人税割の税率            100分の12.3	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等  2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分  3 法人税割の税率            100分の12.3	・3町制度間に相違なし																																	
固定資産税	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者  2 免税点            土 地   ： 30万円未満 家 屋   ： 20万円未満 償却資産：150万円未満  3 税 率                100分の1.4  4 納 期 <table border="1" data-bbox="492 1087 1219 1241"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>から</td><td>4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日</td><td>から</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>12月1日</td><td>から</td><td>12月25日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月1日</td><td>から</td><td>2月 末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日	から	4月30日	第2期	7月1日	から	7月31日	第3期	12月1日	から	12月25日	第4期	2月1日	から	2月 末日	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者  2 免税点            土 地   ： 30万円未満 家 屋   ： 20万円未満 償却資産：150万円未満  3 税 率                100分の1.4  4 納 期 <table border="1" data-bbox="1308 1087 2036 1241"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>から</td><td>4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日</td><td>から</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>12月1日</td><td>から</td><td>12月25日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月1日</td><td>から</td><td>2月 末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日	から	4月30日	第2期	7月1日	から	7月31日	第3期	12月1日	から	12月25日	第4期	2月1日	から	2月 末日	<b>【伊方町の取り扱い】</b> <b>「納期」に特例措置が講じられている。</b> <table border="1" data-bbox="2125 1129 2798 1167"> <tr> <td>伊方町町税条例の特例に関する条例</td> </tr> </table> <b>《特例措置の内容》</b> ・個人の固定資産税の納期は6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。	伊方町町税条例の特例に関する条例
第1期	4月1日	から	4月30日																																	
第2期	7月1日	から	7月31日																																	
第3期	12月1日	から	12月25日																																	
第4期	2月1日	から	2月 末日																																	
第1期	4月1日	から	4月30日																																	
第2期	7月1日	から	7月31日																																	
第3期	12月1日	から	12月25日																																	
第4期	2月1日	から	2月 末日																																	
伊方町町税条例の特例に関する条例																																				
軽自動車税	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者  2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分  3 納 期                4月11日から 4月30日まで  4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし  5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免    あり (2) 身体障害者等に対する減免        あり	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者  2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分  3 納 期                4月11日から 4月30日まで  4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし  5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免    あり (2) 身体障害者等に対する減免        あり	・3町制度間に相違なし																																	

具体項目	三 崎 町	備 考												
法人町民税	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等  2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分  3 法人税割の税率                    100分の12.3													
固定資産税	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者  2 免税点                    土 地   ： 30万円未満 家 屋   ： 20万円未満 償却資産：150万円未満  3 税 率                        100分の 1.4  4 納 期 <table border="1" data-bbox="440 1171 1198 1332"> <tr> <td>第1期</td> <td>4月1日 から</td> <td>4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月1日 から</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>12月1日 から</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>2月1日 から</td> <td>2月 末日</td> </tr> </table>	第1期	4月1日 から	4月30日	第2期	7月1日 から	7月31日	第3期	12月1日 から	12月25日	第4期	2月1日 から	2月 末日	
第1期	4月1日 から	4月30日												
第2期	7月1日 から	7月31日												
第3期	12月1日 から	12月25日												
第4期	2月1日 から	2月 末日												
軽自動車税	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者  2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分  3 納 期                        4月11日から 4月30日まで  4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし  5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免            あり (2) 身体障害者等に対する減免                あり													

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容
町たばこ税	1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者  2 税 率 ・1000本につき 2,668円  3 納 期 ・販売月の翌月末日までに申告納付	1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者  2 税 率 ・1000本につき 2,668円  3 納 期 ・販売月の翌月末日までに申告納付	・3町制度間に相違なし
鉱産税	1 納税義務者 ・鉱物の堀採の事業の鉱業者  2 課税基準 ・堀採の鉱物の価格  3 税 率 ・100分の1(1月間に堀採された鉱物の価格が200万円以下である場合は100分の0.7)	1 納税義務者 ・鉱物の堀採の事業の鉱業者  2 課税基準 ・堀採の鉱物の価格  3 税 率 ・100分の1(1月間に堀採された鉱物の価格が200万円以下である場合は100分の0.7)	・3町制度間に相違なし
特別土地 保有税	1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。  2 税 率 ・土地の保有に対する税率 100分の1.4 ・土地の取得に対する税率 100分の3.0  3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。  4 免税点 ・1年以内に取得した土地の合計面積が1万㎡に満たないとき。  5 徴収の方法 ・申告納付の方法による	1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。  2 税 率 ・土地の保有に対する税率 100分の1.4 ・土地の取得に対する税率 100分の3.0  3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。  4 免税点 ・1年以内に取得した土地の合計面積が1万㎡に満たないとき。  5 徴収の方法 ・申告納付の方法による	・3町制度間に相違なし

具体項目	三 崎 町	備 考
町たばこ税	<p>1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>2 税 率     ・ 1 0 0 0本につき 2 , 6 6 8円</p> <p>3 納 期     ・ 販売月の翌月末日までに申告納付</p>	
鉦産税	<p>1 納税義務者 ・鉦物の堀採の事業の鉦業者</p> <p>2 課税基準 ・堀採の鉦物の価格</p> <p>3 税 率 ・ 1 0 0 分の 1 ( 1 月間に堀採された鉦物の価格が 2 0 0 万円以下である場合は 1 0 0 分の 0 . 7 )</p>	
特別土地 保有税	<p>1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。</p> <p>2 税 率 ・土地の保有に対する税率     1 0 0 分の 1 . 4 ・土地の取得に対する税率     1 0 0 分の 3 . 0</p> <p>3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。</p> <p>4 免税点 ・1年以内に取得した土地の合計面積が1万㎡に満たないとき。</p> <p>5 徴収の方法 ・申告納付の方法による</p>	

協 議 第 1 2 号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて提出する。

平成16年3月5日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一

使用料、手数料の取扱い
<p>1 3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 3町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設の使用料は、3町間の類似施設等にあつては、合併時に統一が図れるよう調整する。</li></ul> <p>なお、特別の事情により統一が困難な施設や、1町にのみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道料金については、3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。</li><li>・ 事務手数料については、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、現行単価を基準として統一に努める。</li></ul>
平成16年2月26日 住民小委員会 確認

平成 年 月 日 確認



伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年2月26日	合併協議会提案	平成16年3月5日
--------	------------	---------	-----------

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	1 3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。 2 3町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。 ・ 公共施設の使用料は、3町間の類似施設等にあつては、合併時に統一が図れるよう調整する。 なお、特別の事情により統一が困難な施設や、1町にのみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。 ・ 水道料金については、3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。 ・ 事務手数料については、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、現行単価を基準として統一に努める。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

具体項目	伊 方 町		瀬 戸 町		調整の具体的内容
『手数料条例』に掲げられている手数料の調整					
(1)戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料	1件につき	450円	1件につき	450円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(2)戸籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	〃
(3)除籍謄本、除籍抄本交付手数料	1件につき	750円	1件につき	750円	〃
(4)除籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	450円	1件につき	450円	〃
(5)戸籍の受理証明書の交付手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	〃
(6) 〃 (上質紙によるもの)	1件につき	1,400円	1件につき	1,400円	〃
(7)届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	〃
(8)動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき	3,000円	1件につき	3,000円	〃
(9)米穀類小売販売業者登録手数料	1件につき	3,300円			廃止(制度改正により)
(10)米穀類小売販売業者登録票書換え交付手数料	1件につき	600円			〃
(11)米穀輸送許可手数料	1件につき	250円			〃
(12)米穀とう精業者登録手数料	1件につき	3,600円			〃
(13)米穀とう精業者登録票書換え交付手数料	1件につき	600円			〃
(14)米飯提供業者登録手数料	1件につき	1,800円			〃
(15)米飯提供業者登録更新手数料	1件につき	1,000円			〃
(16)米飯提供業者登録書換え交付手数料	1件につき	600円			〃
(17)主要食糧小売販売業者に対する購入割当手数料	1件につき	300円			〃
(18)旅行証明書交付手数料	1件につき	50円			伊方町の例により調整する。
(19)臨時運行許可申請手数料	1件につき	750円	1件につき	750円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No.16)
内 容	三崎町の状況	

具体項目	三 崎 町	
『手数料条例』に掲げられている手数料の調整		
(1)戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料	1件につき	450円
(2)戸籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	350円
(3)除籍謄本、除籍抄本交付手数料	1件につき	750円
(4)除籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	450円
(5)戸籍の受理証明書の交付手数料	1件につき	350円
(6) " (上質紙によるもの)	1件につき	1,400円
(7)届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件につき	350円
(8)動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき	3,000円
(9)米穀類小売販売業者登録手数料		
(10)米穀類小売販売業者登録票書換え交付手数料		
(11)米穀輸送許可手数料		
(12)米穀とう精業者登録手数料		
(13)米穀とう精業者登録票書換え交付手数料		
(14)米飯提供業者登録手数料		
(15)米飯提供業者登録更新手数料		
(16)米飯提供業者登録書換え交付手数料		
(17)主要食糧小売販売業者に対する購入割当手数料		
(18)旅行証明書交付手数料		
(19)臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No. 16)	関係項目	
具体項目	伊方町	瀬戸町	調整の具体的内容	
(20)住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	伊方町・瀬戸町の例により調整する。	
(21)木材業者登録手数料		1件につき 1,000円	廃止(制度改正により)	
(22)製材業者登録手数料		1件につき 1,000円	"	
(23)木材業者更新登録手数料		1件につき 1,000円	"	
(24)製材業者更新登録手数料		1件につき 1,000円	"	
(25)狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料	1件につき 3,000円	1件につき 3,000円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(26) " 鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	"	
(27)狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	1件につき 550円	"	
(28) " 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円	1件につき 340円	"	
(29)鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	"	
(30)消防法の規定による設置の許可申請手数料		1件につき 5,400円	瀬戸町の例により調整する。	
(31)火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し許可申請書	1件につき 1,200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(32) " 譲受け許可申請書(火工品のみ)	1件につき 2,400円		"	
(33) " (火薬類25Kg以下)	1件につき 3,500円		"	
(34) " (その他)	1件につき 6,900円		"	
(35) " 煙火の消費の許可申請書	1件につき 7,900円		"	
(36)公租、公課に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(37)土地、建物その他物件に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	"	
(38)動産又は不動産に関する証明手数料	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(39)本籍、住所に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(40)氏名、年齢に関する証明手数料	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(41)船舶、車両に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(42)営業又は職業に関する証明手数料	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(43)身分に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(44)印鑑(登録)に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	"	
(45)印鑑登録証の交付手数料(再交付含む)	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No.16)	
具体項目		三 崎 町	
(20)住宅用家屋証明申請手数料			
(21)木材業者登録手数料			
(22)製材業者登録手数料			
(23)木材業者更新登録手数料			
(24)製材業者更新登録手数料			
(25)狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料		1頭につき	3,000円
(26) " 鑑札の再交付手数料		1頭につき	1,600円
(27)狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料		1頭につき	550円
(28) " 狂犬病予防注射済票の再交付手数料		1頭につき	340円
(29)鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料		1件につき	3,400円
(30)消防法の規定による設置の許可申請手数料			
(31)火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し許可申請書		1件につき	1,200円
(32) " 譲受け許可申請書(火工品のみ)		1件につき	2,400円
(33) " (火薬類25Kg以下)		1件につき	3,500円
(34) " (その他)25Kg超		1件につき	6,900円
(35) " 煙火の消費の許可申請書		1件につき	7,900円
(36)公租、公課に関する証明手数料		1件につき	200円
(37)土地、建物その他物件に関する証明手数料		1件につき	200円
(38)動産又は不動産に関する証明手数料		1件につき	200円
(39)本籍、住所に関する証明手数料		1件につき	200円
(40)氏名、年齢に関する証明手数料		1件につき	200円
(41)船舶、車両に関する証明手数料		1件につき	200円
(42)営業又は職業に関する証明手数料		1件につき	200円
(43)身分に関する証明手数料		1件につき	200円
(44)印鑑(登録)に関する証明手数料		1件につき	200円
(45)印鑑登録証の交付手数料(再交付含む)		1件につき	200円

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目			
具体項目	伊 方 町		瀬 戸 町		調整の具体的内容
(46)死亡埋火葬に関する証明手数料	1 件につき	2 0 0 円			伊方町の例により調整する。
(47)公簿図書類の謄抄本交付手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	3 町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(48)公簿図書類の謄抄本記載事項の証明手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	"
(49)転居等に関する証明手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	伊方町の例により調整する。
(50)住民票又は除かれた住民票の写し交付手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	3 町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(51)戸籍附票又は戸籍附票の写し交付手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	"
(52)記載事項証明及び閲覧手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	"
(53)公簿、公文書、図書等の閲覧手数料	1 件につき	2 0 0 円			伊方町・三崎町の例により調整する。
(54)特定家庭用機器再商品化法に係る運搬手数料	1 件につき	2 , 5 0 0 円			伊方町の例により調整する。
(55)住民基本台帳カード交付手数料	1 件につき	5 0 0 円	1 件につき	5 0 0 円	3 町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(56)住民票の広域交付手数料	1 件につき	2 0 0 円	1 件につき	2 0 0 円	"

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No.16)
----------	-------------	-----------

具体項目	三 崎 町	
(46)死亡埋火葬に関する証明手数料		
(47)公簿図書類の謄抄本交付手数料	1 件につき	2 0 0 円
(48)公簿図書類の謄抄本記載事項の証明手数料		
(49)転居等に関する証明手数料		
(50)住民票又は除かれた住民票の写し交付手数料	1 件につき	2 0 0 円
(51)戸籍附票又は戸籍附票の写し交付手数料	1 件につき	2 0 0 円
(52)記載事項証明及び閲覧手数料	1 件につき	2 0 0 円
(53)公簿、公文書、図書等の閲覧手数料	1 件につき	2 0 0 円
(54)特定家庭用機器再商品化法に係る運搬手数料		
(55)住民基本台帳カード交付手数料	1 件につき	5 0 0 円
(56)住民票の広域交付手数料	1 件につき	2 0 0 円

## 使用料及び手数料等の調整結果比較表

06/03/2004

分野	施設種別	単位	伊方町		瀬戸町		三崎町	
			施設名称	合併前 → 合併後	施設名称	合併前 → 合併後	施設名称	合併前 → 合併後
社会体育	総合体育館	2時間	ｽﾍﾟｰｽﾝ-ｱﾘｰﾅ	¥1,600 → ¥1,600	総合体育館ﾌﾘｰﾅ	¥800 → ¥1,200	総合体育館ﾌﾘｰﾅ	¥600 → ¥1,200
	"	2時間	卓球場	¥200 → ¥200	卓球場	¥200 → ¥200	卓球場	¥60 → ¥200
	地区体育館	2時間	各学校体育館	¥800 → ¥800	地区体育館	¥800 → ¥600	各学校体育館	¥200 → ¥400
	テニスコート	夜2時間	テニスコート(1面)	¥400 → ¥500	テニスコート(1面)	¥900 → ¥400	テニスコート(1面)	¥200 → ¥200
社会教育	中央公民館	昼5時間	町民会館大ホール (音響・照明を含む)	¥20,800 → ¥20,800	町民センター大ホール (音響・照明を含む)	¥50,000 → ¥17,300	町民会館大ホール	¥6,600 → ¥4,000
	"	昼5時間	和室	¥2,800 → ¥2,800	和室	¥4,000 → ¥3,400	和室	¥3,300 → ¥3,500
	"	昼5時間	調理室(ガス代含む)	¥3,000 → ¥3,000	調理室(ガス代含む)	¥7,500 → ¥2,400	調理室(ガス代含む)	¥6,600 → ¥2,300
学校教育	給食センター	1食あたり	小学生の給食費徴収額	¥219 → ¥219	小学生の給食費徴収額	¥240 → ¥230	小学生の給食費徴収額	※未実施 → ¥230
	"	1食あたり	中学生の給食費徴収額	¥243 → ¥243	中学生の給食費徴収額	¥260 → ¥255	中学生の給食費徴収額	※未実施 → ¥255
	教員住宅	月額	単身用1戸	¥11,000 → ¥11,000	単身用1戸	¥7,000 → ¥7,000	単身用1戸	¥10,000 → ¥10,000
	"	月額	世帯用1戸	¥15,000 → ¥15,000	世帯用1戸	¥13,500 → ¥13,500	世帯用1戸	¥15,000 → ¥15,000
診療所	文書料	1通	普通診断書	¥1,000 → ¥1,050	普通診断書	¥1,050 → ¥1,050	普通診断書	¥1,000 → ¥1,050
	"	"	死亡診断書	¥1,000 → ¥1,050	死亡診断書	¥2,100 → ¥1,050	死亡診断書	¥1,500 → ¥1,050
	"	"	生命保険診断書	¥1,000 → ¥3,150	生命保険診断書	¥3,150 → ¥3,150	生命保険診断書	¥2,500 → ¥3,150
福祉	保育料	1ヶ月	3歳未満児の最高額	¥40,000 → ※未定	3歳未満児の最高額	¥60,000 → ※未定	3歳未満児の最高額	¥42,000 → ※未定
	"	"	3歳以上児の最高額	¥33,000 → ※未定	3歳以上児の最高額	¥47,000 → ※未定	3歳以上児の最高額	¥34,500 → ※未定
	介護保険料	1ヶ月	第1号保険料基準額	¥2,800 → ¥2,800	第1号保険料基準額	¥3,200 → ¥2,800	第1号保険料基準額	¥2,400 → ¥2,800
建設	道路占用料	1年間	第1種電柱1本あたり	¥770 → ¥770	第1種電柱1本あたり	¥770 → ¥770	第1種電柱1本あたり	¥770 → ¥770
	港湾占用料	1年間	電柱1本あたり	¥52 → ¥52	電柱1本あたり	¥50 → ¥52	※町管理の施設なし	
	漁港占用料	1年間	電柱1本あたり	¥100 → ¥100	電柱1本あたり	¥50 → ¥100	電柱1本あたり	¥50 → ¥100
環境	火葬場	1回	大人1体につき	¥8,000 → ¥5,000	大人1体につき	¥5,000 → ¥5,000	大人1体につき	¥5,000 → ¥5,000
水道	水道料金	月額	基本料金(8・まで)	¥1,200 → ¥1,200	基本料金(6・まで)	¥1,100 → ¥1,100	基本料金(6・まで)	¥1,200 → ¥1,200
	"	月額	超過料金(1・あたり)	¥150 → ¥150	超過料金(1・あたり)	¥200 → ¥200	超過料金(1・あたり)	¥210 → ¥210
				→		→		→
				→		→		→

協 議 第 17 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成16年3月5日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一

補助金、交付金等の取扱い
<p>補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも考慮しつつ、新町において公共的必要性、有効性、公平性を検討し、次の方針により調整する。</p> <p>1 公共的団体等に係るもの</p> <p>(1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 3町それぞれの独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情をふまえ調整する。</p> <p>2 事業に係るもの</p> <p>(1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。</p> <p>(2) 3町において独自に実施している補助金、交付金等については、事業の実績をふまえ、新町において調整する。</p>
平成16年2月27日 総務小委員会 確認

平成 年 月 日 確認



伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認 平成16年 2月27日 合併協議会提案 平成16年 3月 5日

協議項目(番号)	補助金、交付金等の取扱い (項目No. 18)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも考慮しつつ、新町において公共的必要性、有効性、公平性を検討し、次の方針により調整する。 1 公共的団体等に係るもの (1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 (2) 3町それぞれの独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情をふまえ調整する。 2 事業に係るもの (1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。 (2) 3町において独自に実施している補助金、交付金等については、事業の実績をふまえ、新町において調整する。		【調整方針確認日】  平成 年 月 日

具体的調整内容

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	調整の具体的内容
1 公共的団体等に係るもの	( 内 容 ) (金額：千円)	( 内 容 ) (金額：千円)	( 内 容 ) (金額：千円)	
(1) 3町類似のもの	老人クラブ連合会活動費補助金 2,670 母子寡婦福祉会活動費補助金 107 身体障害者協会活動費補助金 383 傷痍軍人会・妻の会活動費補助金 119 遺族会活動費補助金 402 保健栄養推進協議会活動費補助金 200 地域活動連絡協議会活動費補助金 1,134 人権対策協議会活動費補助金 4,002 青年農業者協議会活動費補助金 90 生活改善グループ活動費補助金 50 町教育会活動費補助金 850 校長会・教頭会活動費補助金 453 スポーツ少年団活動費補助金 120 体育協会活動費補助金 660 人権教育協議会活動費補助金 4,113 P T A 連合会活動費補助金 350 青少年補導会活動費補助金 330	老人クラブ連合会活動費補助金 2,700 母子寡婦福祉会活動費補助金 100 身体障害者協会活動費補助金 200 傷痍軍人会・妻の会活動費補助金 60 遺族会活動費補助金 250 保健栄養推進協議会活動費補助金 100 地域活動連絡協議会活動費補助金 756 人権対策協議会活動費補助金 1,000 青年農業者協議会活動費補助金 150 生活研究協議会活動費補助金 200 町教育会活動費補助金 250 校長会・教頭会活動費補助金 480 スポーツ少年団活動費補助金 300 体育協会活動費補助金 480 人権教育協議会活動費補助金 1,000 P T A 連合会活動費補助金 400 青少年補導会活動費補助金 200	老人クラブ連合会活動費補助金 2,630 母子寡婦福祉会活動費補助金 300 身体障害者協会活動費補助金 90 傷痍軍人会・妻の会活動費補助金 25 遺族会活動費補助金 100 保健栄養推進協議会活動費補助金 40 地域活動連絡協議会活動費補助金 189 人権対策協議会活動費補助金 2,500 農業後継者協議会活動費補助金 80 生活研究協議会活動費補助金 70 町教育研究会活動費補助金 300 校長会・教頭会活動費補助金 430 スポーツ少年団活動費補助金 150 体育協会活動費補助金 400 人権教育協議会活動費補助金 500 P T A 連合会活動費補助金 180 補導委員会活動費補助金 230	関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
(2) 3町類似でないもの	( 内 容 ) (金額：千円)	( 内 容 ) (金額：千円)	( 内 容 ) (金額：千円)	
	観光協会活動費補助金 100 交通少年団活動費補助金 50 煙草小売人組合活動費補助金 100 杜氏協同組合活動費補助金 680 保育所保護者連絡協議会活動費補助金 150 家族会活動費補助金 50 のぞみ会活動費補助金 31		観光協会活動費補助金 143      家族会活動費補助金 70	制度の経緯、従来からの実績をふまえ調整する。

協議項目(番号)	補助金、交付金等の取扱い	(項目No. 18)	関係項目
----------	--------------	------------	------

具体項目	伊方町	瀬戸町	三崎町	調整の具体的内容
	緑の少年団活動費補助金 40 自治公民館連絡協議会活動費補助金 300 青年団協議会活動費補助金 300 連合婦人会活動費補助金 600 壮年会活動費補助金 200 海洋少年団活動費補助金 240 生活運動推進協議会活動費補助金 55 女性団体連絡会活動費補助金 200 駐在所連絡協議会 30 自衛隊父兄会活動費補助金 30 農協青壮年部活動補助金 250 文化協会活動費補助金 200	自衛隊父兄会活動費補助金 50 文化協会活動費補助金 580 交通安全協会瀬戸支部活動費補助金 50 " 四ツ浜支部 " 50 保護司会瀬戸分区活動費補助金 30 更生保護女性会瀬戸支部活動費補助金 45 青年漁業者協議会活動費補助金 161 漁業振興協議会活動費補助金 100 農業振興協議会活動費補助金 100 活性化推進協議会活動費補助金 3,500	緑の少年団活動費補助金 560 交通安全協会三崎支部活動費補助金 250 保護司会三崎分区活動費補助金 15 更生保護女性会支部活動費補助金 15 三崎協青年漁業者連絡協議会活動費補助金 80 交通安全母の会活動費補助金 40 民生児童委員協議会活動費補助金 25 三崎高等学校VYS活動費補助金 50 婦人ともしび運動協議会活動費補助金 70 愛護班連絡協議会活動費補助金 300 三崎高等学校教育振興協議会活動費補助金 1,000 学校体育振興会活動費補助金 100 総合学習研究協議会活動費補助金 800 農林水産物加工利用推進協議会活動費補助金 70 ともしび母親クラブ連絡協議会活動費補助金 15	
2 事業に係るもの	(内容) (金額:千円)	(内容) (金額:千円)	(内容) (金額:千円)	
(1) 3町同一のもの	商工会補助金 9,400 社会福祉協議会運営事業補助金 19,615 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 1,789 生ごみ処理容器設置事業補助金 138	商工会補助金 4,607 社会福祉協議会運営事業補助金 7,560 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 9,143 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 509 生ごみ処理容器設置事業補助金 100	商工会補助金 3,500 社会福祉協議会運営事業補助金 2,800 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 7,638 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 429 生ごみ処理容器設置事業補助金 260	制度の統一化に向け調整する。

協議項目(番号)	補助金、交付金等の取扱い	(項目No. 18)	関係項目	
----------	--------------	------------	------	--

具体項目	伊方町	瀬戸町	三崎町	調整の具体的内容
(2) 3町類似でないもの	<p>(内容) (金額:千円)</p> <p>土地改良区事業費補助金 9,320  国際交流協会運営事業補助金 5,624  社会福祉協会運営事業補助金 30,872  伊方福社会運営事業補助金 1,105</p>	<p>(内容) (金額:千円)</p> <p>土地改良区事業費補助金 2,361  産業振興促進対策事業補助金 9,078  活性化推進協議会補助金 3,500  住宅太陽光発電システム設置整備事業補助金 0</p>	<p>(内容) (金額:千円)</p> <p>幼児学級開設事業補助金 400</p>	<p>事業の実績をふまえ、新町において調整する。</p>

## 行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて提出する。

05日03月平成16年 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

### 行政連絡機構の取扱い

- 1 行政区の区域、名称については原則として現行のままとする。
- 2 区長会の制度については、合併後すみやかに新町の区長会として統一する。
- 3 区長会の名称、報酬、補助金等については統一時に調整する。
- 4 行政配布物の配布方法は、合併時に統一を図る。
- 5 町政モニターの制度については、合併後新町において調整する。

平成 16 年2月26日 住民小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成 16 年2月26日	合併協議会提案	05日03月平成16年
--------	--------------	---------	-------------

協議項目(番号)	行政連絡機構の取扱い (項目 NO. 19 )	関係項目	
事務事業・制度名		担当専門部会名等	総務部会
調整の内容	<p>1 行政区の区域、名称については原則として現行のままとする。</p> <p>2 区長会の制度については、合併後すみやかに新町の区長会として統一する。</p> <p>3 区長会の名称、報酬、補助金等については統一時に調整する。</p> <p>4 行政配布物の配布方法は、合併時に統一を図る。</p> <p>5 町政モニターの制度については、合併後新町において調整する。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	
行政区	・町内 25 区で構成	・町内 19 区で構成	・町内 25 区で構成	・原則として現行のままとする。
区長会	・定例会年 4 回開催、臨時会 1 回開催	・定例会年 1 回開催(4月)	・定例会年 1 回開催(7月)	・新町において統一を図り、統一時に調整する。
行政配布物	・町広報誌(毎月1日発行)	・町広報誌(毎月23日発行) 回覧文書(毎月5日)	・町広報誌(毎月末日発行) 回覧文書(毎月第2・第4水曜日)	・合併時に統一を図る。
町政モニター制度	<p>・町内各地区に、町政に関する町民の意見を継続的に反映させるため、委員を委嘱する。</p> <p>・委員定数はおおむね25人とし、任期は委嘱の日から翌々年の3月31日まで。</p> <p>・報酬は支給しない。</p>	制度なし	制度なし	・合併後、新町において調整する。

協 議 第 2 0 号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成16年3月5日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一

町字名の取扱い
3町の区域内の字の名称は、現行のとおりとする。
平成16年2月26日 住民小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認 平成16年2月26日 合併協議会提案 平成16年3月5日

協議項目(番号)	町字名の取扱い ( 項目 No. 20 )	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	3町の区域内の字の名称は、現行のとおりとする。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>町村合併の際に、町村の区域の設定、若しくは廃止、又は、町村の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、町村長が当該町村議会の議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>町字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。</p> <p>【地方自治法】 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくは名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生じる。</p>	<p>【南宇和合併協議会】 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする</p> <p>【東かがわ市】 字の区域については、新市において調整するものとし、「大川郡 町」を「東かがわ市」に置き換え、字の名称については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【さぬき市】 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>	

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町
現 況	大浜 中之浜 仁田之浜 河内 湊浦 小中浦 中浦 川永田 豊之浦 伊方越 亀浦 九町 二見	三机 塩成 足成 大江 志津 小島 大久 川之浜 田部 神崎 高茂	三崎 高浦 佐田 大佐田 井野浦 与修 串 正野 二名津 明神 松 名取 釜木 平磯

協 議 第 32 号

公共的団体の取扱いについて（その ）

公共的団体（社会福祉協議会）の取扱いについて提出する。

05日03月平成16年 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上善一

公共的団体（社会福祉協議会）の取扱い
社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。
26日02月平成16年 住民小委員会 確認

平成 年 月 日 確 認



伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	26日02月平成16年	合併協議会提案	05日03月平成16年
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	公共的団体等の取扱い (その ) (項目 NO. 17 )	関係項目	
事務事業・制度名	社会福祉協議会の取扱い	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。		

事務事業名の名称等	現 況 (平成15年7月18日現在)			具体的な調整方法
	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	
事務所の位置	伊方町湊浦866番地保健センター内	瀬戸町三机乙1087番地イビセンター内	三崎町三崎1700番地保健福祉センター内	社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。
事務局職員数	4名	3名	4名	
財産	基本財産(定期預金) 7,220,000円	基本財産(定期預金) 2,400,000円	基本財産(定期預金) 6,000,000円	
	積立金 会費積立金 21,626,851円 退職積立金 18,169,389円	積立金 会費積立金 0円 退職積立金 1,293,838円	積立金 会費積立金 0円 退職積立金 15,042,948円	
	まごころ銀行 21,868,548円	まごころ銀行 8,730,179円	まごころ銀行 1,750,256円	
理事、評議員、監事	理事定数 13名	理事定数 10名	理事定数 10名	
	評議員定数 30名	評議員定数 25名	評議員定数 21名	
	監事定数 2名	監事定数 2名	監事定数 2名	
社会福祉協議会合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名 称 伊方町・瀬戸町・三崎町社会福祉協議会合併協議会</li> <li>・ 会 長 伊方町社会福祉協議会長 中元清吉</li> <li>・ 設置年月日 18日07月平成15年</li> <li>・ 協議会委員 18名 (各町6名)</li> <li>・ 事務所 伊方町社会福祉協議会内</li> </ul>			新町発足時に、3町社会福祉協議会が新設(対等)合併することを目標に、合併協議を行っている。

公共的団体の取扱いについて（その ）

公共的団体（商工会）の取扱いについて提出する。

05日03月平成16年 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上善一

公共的団体（商工会）の取扱い
商工会については、それぞれの事情を尊重しながら、すみやかに統合が図られるよう調整に努める。
26日02月平成16年 住民小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	26日02月平成16年	合併協議会提案	05日03月平成16年
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	公共的団体等の取扱い (その ) (項目 NO. 17 )	関係項目	
事務事業・制度名	商工会の取扱い	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	商工会については、それぞれの事情を尊重しながら、すみやかに統合が図られるよう調整に努める。		

事務事業名の名称等	現 況			具体的な調整方法
	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	
商工会の名称	伊方町商工会	瀬戸町商工会	三崎町商工会	商工会については、それぞれの事情を尊重しながら、すみやかに統合が図られるよう調整に努める。
目的	伊方町における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。	商工会法に基づいて設立された公益法人で、商工業者の方々によって自主的に運営され、地域の商工業の総合的な改善発達と、社会福祉の増進に寄与することを目的に活動する。	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域総合振興事業</li> <li>・経営改善普及事業</li> <li>・各部会、委員会</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域総合振興事業</li> <li>・総合振興事業</li> <li>・金融対策事業</li> <li>・経営、税務指導事業</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域総合振興事業</li> <li>・経営改善普及事業</li> <li>・各部会、委員会</li> <li>・その他</li> </ul>	
組織の状況	会長 1名 副会長 2名 理事 20名 監事 2名 会員数 257名 事務局 6名	会長 1名 副会長 2名 理事 19名 監事 2名 会員数 111名 事務局 4名	会長 1名 副会長 2名 理事 18名 監事 2名 会員数 145名 事務局 5名	
補助金の交付	町からの補助金の額 平成15年度見込 9,469,000円	町からの補助金の額 平成15年度見込 4,574,000円	町からの補助金の額 平成15年度見込 3,500,000円	
合併協議の状況	「公共的団体の統合に関する意向調査」の結果 ・3町商工会の回答内容：市町村の合併後5年以内を目標に、統合するよう努める。(平成15年9月29日回答)			

**公共的団体の統合に関する  
意向調査結果表**

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

# 公 共 的 団 体 の 統 合 に 関 す る 意 向 調 査 結 果 表

分野名	伊方町の団体名	瀬戸町の団体名	三崎町の団体名	質 問 事 項		
				1 統合についての方針	2 統合する時期(目標)	3 統合できない理由
総務	伊方町区長会(25地区)	瀬戸町区長会(19地区)				
	地縁団体(7団体)					
	八幡浜交通安全協会 伊方支部 八幡浜交通安全協会 町見支部	八幡浜交通安全協会 瀬戸支部 八幡浜交通安全協会 四ツ浜支部	八幡浜交通安全協会 三崎支部	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方町人権擁護委員会					
	伊方町防犯協会	瀬戸町防犯協会	三崎町防犯協会	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	伊方町交通安全母の会	瀬戸町交通安全母の会	三崎町交通安全母の会	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	こじかクラブ(4)	こじかクラブ(4)				
	伊方交通少年団			2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方町駐在所連絡協議会	瀬戸駐在所連絡協議会	三崎駐在所連絡協議会	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方町明るい選挙推進協議会					
	伊方町自衛隊父兄会	自衛隊父兄会瀬戸支部	三崎町自衛隊父兄	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年3月を目標)	
企画 商工	伊方町商工会	瀬戸町商工会	三崎町商工会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成21年4月を目標)合併5年後以内	
	伊方町商工業協同組合			3 その他(新町にエリア拡大)		
		瀬戸町活性化推進協議会				
	伊方町観光協会		三崎町観光協会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町国際交流協会					
	伊方町特産品販売連絡協議会			2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方町煙草小売人組合	瀬戸町たばこ小売組合	三崎町タバコ小売人組合	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年10月を目標)	
	伊方町青色申告会	瀬戸町青色申告会	三崎町青色申告会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成21年4月を目標)合併5年後以内	
	西宇和郡杜氏協同組合			3 その他(他町に類似団体がない)(存続)		
	(社)八幡浜法人会伊方支部	(社)八幡浜法人会瀬戸支部	(社)八幡浜法人会三崎支部	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成21年4月を目標)合併5年後以内	
保健 福祉	(福)伊方町社会福祉協議会	(福)瀬戸町社会福祉協議会	(福)三崎町社会福祉協議会	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	伊方町民生児童委員協議会	瀬戸町民生児童委員協議会	三崎町民生児童委員協議会	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	伊方町人権対策協議会	瀬戸町人権対策協議会	三崎町人権対策協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町健康づくり推進協議会	瀬戸町保健福祉活動協力会		3 その他(新町において再編する)	2 合併後(時期不明)	
	伊方町保健栄養推進協議会	瀬戸町保健栄養推進協議会	三崎町保健栄養推進協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(時期不明)	
	伊方町老人クラブ連合会	瀬戸町老人クラブ連合会	三崎町老人クラブ連合会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年を目標)	
	伊方町母子寡婦福祉会	瀬戸町母子寡婦福祉会	三崎町母子寡婦福祉会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	八幡浜地区保護司会 伊方分区	八幡浜地区保護司会 瀬戸分区	八幡浜地区保護司会 三崎分区			
	八西地区更生保護女性会 伊方支部	八西地区更生保護女性会 瀬戸支部	八西地区更生保護女性会 三崎支部	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	伊方町傷痍軍人会・同妻の会	瀬戸町傷痍軍人会・同妻の会	三崎町傷痍軍人会・同妻の会	1 統合するよう努める。	時期不明	
	伊方町身体障害者協会	瀬戸町身体障害者協会	三崎町身体障害者協会	1 統合するよう努める。	1 合併時	

# 公 共 的 団 体 の 統 合 に 関 す る 意 向 調 査 結 果 表

分野名	伊方町の団体名	瀬戸町の団体名	三崎町の団体名	質 問 事 項		
				1 統合についての方針	2 統合する時期(目標)	3 統合できない理由
保健 福祉	伊方町遺族会	瀬戸町遺族会	三崎町遺族会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町共同募金委員会	瀬戸町共同募金会	三崎町共同募金委員会	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	日本赤十字社愛媛県支部 伊方分区	日本赤十字社愛媛県支部 瀬戸町分区	日本赤十字社愛媛県支部 三崎町分区	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	伊方町赤十字奉仕団	瀬戸町赤十字奉仕団	三崎町赤十字奉仕団	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町保育所保護者連絡協議会			伊方町のみ		
	伊方町地域活動連絡協議会	瀬戸町地域活動連絡協議会	三崎町地域活動連絡協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町手をつなぐ親の会		手をつなぐ親の会	1 統合するよう努める。	1 合併時	
	伊方郷友会			伊方町のみ		
	軍人恩給連盟伊方町支部			伊方町のみ		
	伊方町家族会		みさき家族会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	(福)伊方社会福祉協会			特別養護老人ホーム「つわぶき荘」(伊方町のみ)		
	(福)伊方福祉会			身体障害者授産施設「ワークいかた」(伊方町のみ)		
	のぞみ会			伊方町のみ		
			三崎高等学校VYS	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		
			三崎町婦人ともしび運動協議会			
		幼児学級開設(串)	平成16年度廃止			
産 業	西宇和農業協同組合	西宇和農業協同組合				
	伊方町土地改良区	瀬戸町土地改良区	三崎町土地改良区	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成19年4月を目標)	
	伊方町森林と緑の推進協議会	瀬戸町森林と緑の推進協議会	三崎町森林と緑の推進協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年3月を目標)	
	伊方町立伊方小学校緑の少年団			2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
			三崎町立三崎小学校緑の少年団	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
			三崎町立正野小学校緑の少年団	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
			三崎町立二名津中学校緑の少年団	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
			三崎町立串小学校緑の少年団	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
			三崎町立三崎中学校緑の少年団	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
			三崎町立串中学校緑の少年団	1 統合するよう努める。	1 合併時	
			三崎町立二名津小学校緑の少年団	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方町漁業協同組合			3 その他(広域合併)	3 その他(平成16年4月1日合併予定)	
	町見漁業協同組合	瀬戸町漁業協同組合		3 その他(広域合併)	3 その他(平成16年4月1日合併予定)	
	有寿来漁業協同組合			3 その他(広域合併)	3 その他(平成16年4月1日合併予定)	
			三崎漁業協同組合	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。	3 その他(漁業調整問題等の調整・漁業経営体の調整)	2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	瀬戸町青年漁業者協議会	三崎漁業協同組合青年漁業者連絡協議	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。	
	瀬戸町漁業振興協議会		1 統合するよう努める。	1 合併時		
伊方町営農指導者協議会	瀬戸町農業振興協議会	三崎町営農指導者協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年3月を目標)		

# 公 共 的 団 体 の 統 合 に 関 す る 意 向 調 査 結 果 表

分野名	伊方町の団体名	瀬戸町の団体名	三崎町の団体名	質 問 事 項		
				1 統合についての方針	2 統合する時期(目標)	3 統合できない理由
産業	伊方町青年農業者協議会	瀬戸町青年農業者協議会	三崎町農業後継者協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年3月を目標)	
	伊方町農協青壮年部					
	伊方町生活改善グループ	瀬戸町生活研究協議会	三崎町生活研究協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
			三崎町農林水産物加工利用推進協議会	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方青壮年同志会	瀬戸青壮年同志会	三崎青壮年同志会	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
	伊方町認定農業者協議会	瀬戸町認定農業者協議会	三崎町認定農業者協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成18年3月を目標)	
			三崎町家族経営協定協議会	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		2 それぞれ独自の目的があり統合できない。
建設	伊方町建設振興会	瀬戸町建設振興会(15年度発足予定)		3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
教育	伊方町校長会・教頭会	瀬戸町校長会・教頭会	三崎町校長会・教頭会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町教育会	瀬戸町教育会	三崎町教育研究会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町自治公民館連絡協議会			3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
	伊方町スポーツ少年団	瀬戸町スポーツ少年団	三崎町スポーツ少年団	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町体育協会	瀬戸町体育協会	三崎町体育協会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町文化協会	瀬戸町文化協会	三崎町文化協会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町人権教育協議会	瀬戸町人権教育協議会	三崎町人権教育協議会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町PTA連合会	瀬戸町PTA連合会	三崎町PTA連合会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町青年団協議会			3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
	伊方町連合婦人会			3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
	伊方町青少年補導会	瀬戸町補導会	三崎町補導委員会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
	伊方町壮年会			3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
	伊方海洋少年団			3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
	伊方町生活運動推進協議会			3 その他(瀬戸町・三崎町には現在同様の組織がない)		
	伊方町文化グループ					
	伊方町女性団体連絡会	瀬戸町女性団体連絡協議会		1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)	
			三崎町愛護班連絡協議会			
			三崎高等学校教育振興会	2 統合せず、それぞれ既存のまま存続する。		
			三崎町学校体育振興会			
			三崎町総合学習研究協議会			
伊方町学校体育会	瀬戸町学校体育会	三崎町学校体育会	1 統合するよう努める。	2 合併後(平成17年4月を目標)		

そ の 他



## 第15回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

### 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日(木) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日(金) 10:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日(金) 10:30~
第7回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日(水) 14:00~
第8回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日(木) 15:00~
第9回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日(月) 14:00~
第10回	伊方町	伊方町民会館	平成15年11月 4日(火) 13:30~
第11回	三崎町	三崎町総合体育館	平成15年11月27日(木) 14:00~
第12回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月15日(月) 14:00~
第13回	伊方町	伊方町民会館	平成15年12月25日(木) 15:00~
第14回	三崎町	三崎町民会館	平成16年 3月 5日(金) 14:00~
第15回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成16年 月 日( )